

道路交通法違反等の処分状況

道路交通法違反等の処分状況

第1 平成29年における少年の処分状況等

1 家庭裁判所における処分状況（少年）

1) 道路交通法・自動車の保管場所の確保等に関する法律

○終局決定人員総数	17,116人
(内訳)	
・検察官送致	2,756人
（うち刑事処分相当）	(2,230人)
（うち年齢超過）	(526人)
・保護観察	5,294人
・少年院送致	1,488人
・知事又は児童相談所長へ送致	2人
・不処分	1,309人
・審判不開始	5,113人
・移送・回付	1,630人
・従たる事件	864人

※平成29年司法統計年報「(4少年編)第8表 少年保護事件の終局決定別非行別既済人員－全家庭裁判所」による。

※総数及び内訳について、年齢別の統計はない。

※「従たる事件」とは、併合審理され、既済事件として集計しないもの。

2) 過失運転致死傷及び業務上（重）過失致死傷

○終局決定人員総数	15,772人
(内訳)	
・検察官送致	771人
（うち刑事処分相当）	(182人)
（うち年齢超過）	(589人)
・保護観察	2,104人
・少年院送致	45人
・不処分	6,514人
・審判不開始	5,146人
・移送・回付	1,015人
・従たる事件	177人

※上記道路交通法・自動車の保管場所の確保等に関する法律と同様の統計資料による。

2 検察庁における処分状況（少年）

1) 道路交通法（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件を除く）

○受理人員総数	15,516人
（うち18歳・19歳の通常受理）	（9,033人）
○既済人員総数	15,492人
（うち18歳・19歳の家庭裁判所に送致）	（8,854人）

※平成29年検察統計年報「27 罪名別 少年被疑事件（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件を除く）の受理，既済及び未済の人員」による。

※総数及び内訳について，一部を除いて年齢別の統計はない。

※「道路交通法」には，自動車の保管場所の確保等に関する法律は含まない（なお，平成29年中の同法律違反に係る少年被疑事件の受理・既済人員は0人である。）。

2) 道路交通法（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件）

○受理人員総数	4,516人
（うち18歳・19歳の家庭裁判所から新受）	（2,187人）
○既済人員総数	4,444人
（うち18歳・19歳の公判請求）	（46人）
（うち18歳・19歳の略式命令請求）	（1,775人）
（うち18歳・19歳の家庭裁判所に再送致）	（10人）

※平成29年検察統計年報「28 罪名別 少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件の受理，既済及び未済の人員」による。

※総数及び内訳について，一部を除いて年齢別の統計はない。

※「道路交通法」には，自動車の保管場所の確保等に関する法律は含まない（なお，平成29年中の同法律違反に係る少年被疑事件の受理・既済人員は0人である。）。

3) 自動車による過失致死傷（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件を除く）

○受理人員総数	16,141人
（うち18歳・19歳の通常受理）	（13,905人）
○既済人員総数	16,057人
（うち18歳・19歳の家庭裁判所に送致）	（13,373人）

※上記道路交通法と同様の統計資料による。

4) 自動車による過失致死傷（少年法第20条又は第23条第1項の規定により家庭裁判所から送致された事件）

○受理人員総数	230人
（うち18歳・19歳の家庭裁判所から新受）	（154人）
○既済人員総数	208人
（うち18歳・19歳の公判請求）	（48人）
（うち18歳・19歳の略式命令請求）	（22人）
（うち18歳・19歳の家庭裁判所に再送致）	（5人）

※上記道路交通法と同様の資料による。

3 少年院新収容者

1) 道路交通法

○総数（全年齢）	148人
（うち18歳）	（34人）
（うち19歳）	（19人）

※平成29年矯正統計年報Ⅱ「Ⅱ 少年院 11 新収容者の非行名別年齢」による。

2) 過失運転致死傷

○総数（全年齢）	49人
（うち18歳）	（8人）
（うち19歳）	（15人）

※上記道路交通法と同様の資料による。なお、同資料には、自動車関係業過をまとめた項目はなく、過失運転致死傷以外に、「危険運転致死傷」、「業務上過失致死傷」、「重過失致死傷」の項目が存在する。

4 1号観察開始人員

1) 道路交通法

○総数（交通短期保護観察を除く）	1,634人
------------------	--------

※平成29年保護統計年報「Ⅱ保護観察所（1）4 観察所別1号観察の開始及び終了人員，Ⅱ保護観察所（1）8 観察所別1号観察開始人員の非行名」による。

※交通短期保護観察は、車両の運転による刑法第211条の罪並びに自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律，道路交通法，自動車の保管場所の確保等に関する法律，道路運送法，道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法に定める罪に係る事件により保護処分に付された少年のうち，家庭裁判所から短期間の保護観察を行う旨の処遇勧告がなされたものであり，その総数は5,206人である。

2) 過失運転致死傷

○総数（交通短期保護観察を除く）	678人
------------------	------

※上記道路交通法と同様の統計資料による。

第2 平成29年における全年齢の処分状況

1 検察庁における処分状況（全年齢）

1) 道路交通法

○既済人員総数	378,043人
(内訳)	
・公判請求	7,779人
・略式命令請求	156,197人
・起訴猶予	108,503人
・嫌疑不十分	4,444人
・その他不起訴	2,182人
・中止	305人
・他の検察庁に送致	85,305人
・家庭裁判所に送致	13,328人

※平成29年検察統計年報「10 検察庁別道路交通法等違反被疑事件の受理，既済及び未済の人員」による。

※総数及び内訳について，年齢別の統計はない。

2) 自動車による過失致死傷等

○既済人員総数	487,477人
(内訳)	
・公判請求	5,307人
・略式命令請求	44,288人
・起訴猶予	385,418人
・嫌疑不十分	11,319人
・その他不起訴	954人
・中止	143人
・他の検察庁に送致	25,951人
・家庭裁判所に送致	14,097人

※平成29年検察統計年報「9 最高検，高検及び地検管内別 自動車による過失致死傷等被疑事件の受理，既済及び未済の人員」による。

※総数及び内訳について，年齢別の統計はない。

2 裁判所における処分状況（全年齢）

1) 道路交通法

○通常第一審事件の終局総人員数	6,253人
(内訳)	
・有期懲役	5,947人
・有期禁錮	1人
・罰金	219人
・無罪	2人
・公訴棄却判決	1人

・公訴棄却決定	30人
・取下げ	1人
・移送その他	52人

※平成29年司法統計年報「(2刑事編)第33表 通常第一審事件の終局総人員－罪名別終局区分別－全地方裁判所」による。

※総人員数及び内訳について、年齢別の統計はない。

○簡易裁判所における略式事件の既済人員総数	155,999人
(内訳)	
・罰金	155,365人
・科料	628人
・略式不能・不相当	6人

※平成29年司法統計年報「(2刑事編)第14表 略式事件の罪名別新受,既済,未済人員－全簡易裁判所」による。

※総人員数及び内訳について、年齢別の統計はない。

2) 自動車運転死傷処罰法

○通常第一審事件の終局総人員数	5,289人
(内訳)	
・有期懲役	2,136人
・有期禁錮	3,013人
・罰金	95人
・無罪	4人
・公訴棄却決定	18人
・移送その他	23人

※上記道路交通法と同様の統計資料による。

○簡易裁判所における略式事件の既済人員総数	44,768人
(内訳)	
・罰金	44,753人
・略式不能・不相当	15人

※上記道路交通法と同様の統計資料による。